

衆議院環境委員会ニュース

平成 29.3.31 第 193 回国会第 8 号

3 月 31 日（金）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 32 号）

- ・山本環境大臣、関環境副大臣、比嘉環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民進、公明、共産、維新、自由）

（質疑者及び主な質疑内容）

小 島 敏 文君（自民）

- ・本改正案では、回復の措置の対象となる損害の範囲を生物の多様性の確保上特に重要な種や地域（以下「重要な種や地域」という。）に限定しているが、これで生物の多様性を確保することができるのか、関環境副大臣に伺いたい。
- ・TPP の発効等によって遺伝子組換え作物の輸入が増加し、輸送路における種子のこぼれ落ち等による生物の多様性へのリスクが高まることが考えられるが、今後どのように生物多様性の確保に取り組んでいくのか、山本環境大臣に伺いたい。

塩 川 鉄 也君（共産）

- ・現行法は、遺伝子組換え生物の回収等の措置の対象を重要な種や地域に限定せず広く捉えており、本改正案により追加される措置命令についても同様に広く捉えるべきと考えるが、環境省の見解を伺いたい。
- ・沖縄県における未承認の遺伝子組換えパパイヤの生産販売事案では、該当するパパイヤの伐採処理が行われ、遺伝子組換えパパイヤであると知らずに栽培を行っていた農家に損失が発生している。このような事例に関しては、損失補償の制度を設ける必要があると考えるが、環境省の見解を伺いたい。
- ・生物多様性の保全や農産物を含む持続可能な利用を保証するため、損害が生じた場合の金銭上の保証について名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という。）に則って補償措置を検討すべきと考えるが、山本環境大臣の見解を伺いたい。

太 田 和 美君（民進）

- ・補足議定書の署名から今回の改正案提出に 5 年を要した理由について、山本環境大臣に伺いたい。

- ・遺伝子組換え生物の使用の違法・適法を問わず生物多様性に係る損害の回復のための措置を使用者に求めている補足議定書とは異なり、本改正案で追加される措置命令の対象を違法な使用者に限定した理由について、山本環境大臣に伺いたい。
- ・現在の遺伝子組み換え食品の表示制度はどうなっているのか、消費者庁に伺いたい。また、消費者基本計画を受けての表示制度に係る検討状況についても併せて伺いたい。

田 島 一 成君（民進）

- ・補足議定書の第 2 条には、生物の多様性に損害が生じた場合の「対応措置」について、「状況に応じ、損害を防止し、最小限にし、封じ込め、緩和し、又は他の方法で回避すること」と規定されているが、本改正案により追加される措置命令の規定はこの 5 つの例示を全て踏まえているという理解でよいか、比嘉環境大臣政務官に伺いたい。
- ・遺伝子組換えナタネと他のアブラナ科の植物の交雑について、農林水産省の把握状況を伺いたい。
- ・本改正案の施行と補足議定書の円滑な実施について、山本環境大臣の決意を伺いたい。

斉 藤 鉄 夫君（公明）

- ・補足議定書は国際的にどのような経緯で議論が開始され採択に至ったのか、関環境副大臣に伺いたい。
- ・今回の改正を踏まえ、遺伝子組換え生物の使用に関して、国民との間にどのようなコミュニケーションを図っていくつもりか、山本環境大臣の決意を伺いたい。

小 沢 鋭 仁君（維新）

- ・アメリカのトランプ大統領が、オバマ前政権が推進し

- てきた地球温暖化対策を全面的に見直す大統領令に署名したことについて、山本環境大臣の所見を伺いたい。
- ・フランスのカーン大学のセラリーニ氏らが2012年に発表した、遺伝子組換え作物には発がん性があるとする論文に対する内閣府の評価を伺いたい。

玉 城 デニー君（自由）

- ・カルタヘナ議定書の採択から現行法の施行までの経緯及び補足議定書の採択から本改正案提出に至るまでの議論や経緯について、山本環境大臣に伺いたい。
- ・現行法では、措置命令に違反した場合の罰則が設けられているが、これが適用された事例はあるのか、環境省に伺いたい。